

保育所等の利用に関する確認・同意書

以下の確認事項をよくお読みのうえ、各項目のチェックに欄に☑し、裏面にご署名をお願いいたします。

教育・保育給付認定の確認事項		
1	保育所等を利用する場合は、2号または3号での教育・保育給付認定（以下「認定」という。）を受ける必要があります。申込み（申請）の際には、「保育を必要とする事由」を確認します。	<input type="checkbox"/>
2	認定の可否結果は文書で通知します。	<input type="checkbox"/>
3	認定を受けた後に、妊娠、転職、婚姻、離婚又は転居等で申請内容に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」の提出により、必ず変更内容の申請（届出）をしてください。変更内容により、変更後の事項を記載した通知書を交付します。	<input type="checkbox"/>
保育所等の利用申込みの確認事項		
1	利用申込み（申請）の必要書類は、受付期間内に必ずご提出ください。	<input type="checkbox"/>
2	利用申込み後、妊娠、転職、婚姻、離婚又は転居等で申請内容に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」に必要書類を添付し、速やかに保健福祉課健康子育てグループにご提出ください。申込内容が事実と異なる場合は、認定を取消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
3	ご提出いただいた書類について、勤務先や就学先等の方（証明者）に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
4	求職活動中の方の在園期間は3か月です。利用開始後90日目を迎える月末までに就労先を決め、就労証明書をご提出ください。万一、ご提出がないと、認定期間の終了に伴い利用解除（退所）となります。	<input type="checkbox"/>
5	妊娠・出産事由の認定期間は、出産予定月の2か月（多胎妊娠の場合のみ前4か月）前から、出産後56日目を迎える月の末日までとなります。引き続き継続して利用申込みするためには、育児休業の取得等別の事由が必要となります。	<input type="checkbox"/>
6	育児休業を取得していて、すでに保育を利用している上の子どもが新年度も引き続き利用するためには、育児休業取得証明書の提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>
7	教育・保育給付認定や保育料の算定等のため、町の保有する児童及び世帯員の戸籍・住民票資料、税務資料、生活保護状況資料、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当資料の閲覧及び取得を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
8	利用調整や教育・保育の実施に必要と認められる場合に、関係機関から資料を取得し、関係機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。	<input type="checkbox"/>
9	集団生活の適否の確認及び保育の参考のため、医療機関、療育期間並びに乳幼児健康診査、健康相談及び家庭訪問等に関する関係機関等が保有する情報の閲覧を行うことがあります。また、主治医、療育機関等との情報共有を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
保育所等の利用時の確認事項		
1	保育所等の利用開始後に、妊娠、転職、婚姻、離婚又は転居等で申請内容に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」に必要書類を添付し、速やかに保健福祉課健康子育てグループにご提出ください。様式は町ホームページからもダウンロードできます。保育必要量や認定事由等の認定変更は申請（届出）のあった月の翌月1日からです。	<input type="checkbox"/>
2	ご提出いただいた書類について、勤務先や就学先等の方（証明者）に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
3	保育所等の利用中に求職活動中となった方は、認定変更の申請（届出）をした上で、退職日の翌日から90日目を迎える月末までに新たな就労先を決め、就労証明書をご提出ください。この提出がないと、認定期間満了をもって保育の利用解除（退所）となります。	<input type="checkbox"/>
4	決定された保育料の額について、特定教育・保育施設等に対して提示します。また、施設型給付費・地域型保育給付費等は、申請者に代わり利用する施設・事業者が受領します。（法定代理受領）	<input type="checkbox"/>
5	保育の必要性の事由に該当しないことが判明した場合、特別な理由なく1か月以上施設等を利用しなかった場合、通常保育に支障をきたす行為があった場合、その他保育の実施継続に支障をきたす事由が生じた場合に、保育の実施を解除する場合があります。	<input type="checkbox"/>
6	保育料は、保育料算定者（原則は父母）の個人住民税額により算定します。離婚されても児童と同居している場合や、別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の個人住民税額を合算し保育料を算定します。	<input type="checkbox"/>
7	保育料決定後、確定申告や町税申告等により課税額に変更が生じた場合は、速やかに町へ届出ます。	<input type="checkbox"/>

※裏面もご確認ください。

保育所等の利用時の確認事項		
8	保育所の保育料を滞納した場合、児童福祉法の規定により、財産調査及び差押え（給与・預貯金等）などの滞納処分を受けることがあります。	<input type="checkbox"/>
9	適正な保育料の算定及び保育の実施のため、個人番号（マイナンバー）等により必要な情報を取得することがあります。	<input type="checkbox"/>
10	申請内容が事実と相違した場合は、支給認定を取消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
11	同意期間は、この同意年月日から利用施設等の退所日（または辞退・解除日）までとします。（ただし、保育所等を希望する年度内に入所・利用できなかった場合は、その年度末で同意期間は終了します。）	<input type="checkbox"/>
12	施設入所後、保育料の納付は必ず期限まで行います。	<input type="checkbox"/>

南幌町長 様

施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定及び施設・事業の利用にあたり、以上の事項について同意します。

令和 年 月 日

保護者住所

保護者氏名